

議案第39号

二宮町税条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年6月2日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方税法の改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町税条例の一部を改正する条例

二宮町税条例（昭和50年二宮町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第28条第1号エ中「及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの」を「、側面が構造上解放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」に改める。

附則第16項中「第23項」を「第19項」に改める。

附則第17項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改める。

附則第18項から第21項までを削る。

附則第22項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第18項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第23項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第19項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を附則第19項とし、附則中第24項を削り、第25項を第20項とし、第26項から第30項までを5項ずつ繰り上げ、第31項を削り、第32項を第26項とし、第33項を第27項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条第1号エの改正規定は、令和5年7月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の二宮町税条例第28条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 3 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第24項及び第31項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(議案第39号) 二宮町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第28条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ (略)</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上解放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。</u>)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附 則 1～15 (略)</p> <p>(種別割の税率の特例)</p> <p>16 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第19項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割に係る第28条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="114 1123 1061 1193" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">(略)</div> <p>17 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第28条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ (略)</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの<u>及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの</u>を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附 則 1～15 (略)</p> <p>(種別割の税率の特例)</p> <p>16 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第23項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割に係る第28条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="1137 1123 2085 1193" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">(略)</div> <p>17 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

改正後	改正前																											
(略)	(略)																											
	<p data-bbox="1133 288 2132 512">18 <u>法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項から第23項までにおいて「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1133 531 2029 876"> <tr> <td data-bbox="1142 537 1384 600">第2号ア</td> <td data-bbox="1393 537 1693 600">3,900円</td> <td data-bbox="1702 537 2020 600">2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1393 603 1693 665">6,900円</td> <td data-bbox="1702 603 2020 665">3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1393 668 1693 730">10,800円</td> <td data-bbox="1702 668 2020 730">5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1393 734 1693 796">3,800円</td> <td data-bbox="1702 734 2020 796">1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1393 799 1693 861">5,000円</td> <td data-bbox="1702 799 2020 861">2,500円</td> </tr> </table> <p data-bbox="1133 890 2132 1114">19 <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1133 1133 2029 1407"> <tr> <td data-bbox="1142 1139 1384 1201">第2号ア</td> <td data-bbox="1393 1139 1693 1201">3,900円</td> <td data-bbox="1702 1139 2020 1201">3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1393 1204 1693 1267">6,900円</td> <td data-bbox="1702 1204 2020 1267">5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1393 1270 1693 1332">10,800円</td> <td data-bbox="1702 1270 2020 1332">8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1393 1335 1693 1398">3,800円</td> <td data-bbox="1702 1335 2020 1398">2,900円</td> </tr> </table>	第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		10,800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	第2号ア	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円
第2号ア	3,900円	2,000円																										
	6,900円	3,500円																										
	10,800円	5,400円																										
	3,800円	1,900円																										
	5,000円	2,500円																										
第2号ア	3,900円	3,000円																										
	6,900円	5,200円																										
	10,800円	8,100円																										
	3,800円	2,900円																										

改正後	改正前	
<p>18 <u>法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u></p> <p>19 <u>法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u></p>	5,000円	3,800円
<p>20 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第17項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>21 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第17項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>22 <u>法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第18項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>23 <u>法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第19項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>		

改正後	改正前
<p>(環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p><u>20</u> (略)</p> <p>(環境性能割の課税免除の特例)</p> <p><u>21</u> (略)</p> <p>(環境性能割の減免の特例)</p> <p><u>22</u> (略)</p> <p>(環境性能割の申告納付の特例)</p> <p><u>23</u> (略)</p> <p>(環境性能割の税率の特例)</p> <p><u>24</u> (略)</p> <p><u>25</u> (略)</p> <p>(環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p><u>26</u> (略)</p> <p><u>27</u> (略)</p>	<p>(環境性能割の非課税)</p> <p><u>24</u> <u>法第451条第1項第1号</u> (同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に規定する3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第28項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p><u>25</u> (略)</p> <p>(環境性能割の課税免除の特例)</p> <p><u>26</u> (略)</p> <p>(環境性能割の減免の特例)</p> <p><u>27</u> (略)</p> <p>(環境性能割の申告納付の特例)</p> <p><u>28</u> (略)</p> <p>(環境性能割の税率の特例)</p> <p><u>29</u> (略)</p> <p><u>30</u> (略)</p> <p><u>31</u> <u>自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第26条の2</u> (第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</p> <p>(環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p><u>32</u> (略)</p> <p><u>33</u> (略)</p>